

## 生徒が中心となって作成する

### 「ICT 端末の使い方のルール」

D:児童生徒の ICT 活用力向上

このような生徒の姿が生まれました!

- ICT 端末の使い方について、「こういう使い方にしていきたい。こんな使い方は避けたい。」という生徒間の交流が増えました。

#### 生徒指導部会を中心に「ICT 端末の使用約束」を作成

実際の授業の様子や休み時間の生徒の状況を踏まえ、実態に即した ICT 端末の使用約束を作成した。

- ・使用約束の作成に多くの職員が関わり、検討するので共通理解がしやすい。
- ・「タブレットを取りに行くときは、グループごとに取りに行く」「授業が始まる前に、タブレットは立ち上げておく」等、生徒の使いやすさを前提に、使用約束を作成する。



#### 「使用約束」を作成する際のポイント

- 使用約束は状況に応じて変更があることを、職員にも生徒にも事前に伝えておく。
- 使用約束の変更や追加があった場合は、職員にも生徒にも放送や集会等で周知徹底を図る。

#### 生徒会を中心に「ICT 端末の使用ルール」を作成

人権感覚の視点から、互いに気持ちよく生活するためのルール作りを行う。



- ・学級での話し合い→学年での話し合い→生徒集会での話し合い、それぞれの段階を踏みながら、生徒の思いや願いをルールに反映させていく。
- ・「自分の写真を撮影され、自分の知らないところで使われていたので、びっくりした。」「メールで悪口を書かれて嫌な思いをした。」など、生徒の生の声を取り上げることによって人権感覚に基づいたルール作りを行う。
- ・ルール作り後も、生徒集会等で啓発活動に取り組んでいく。



#### 生徒会を中心としたルール作りの指導のポイント

- ルール作りをする活動を通して、「気持ちよく生活するために、一人一人が守っていきこう」という雰囲気を醸成するとともに、万が一、違反をした場合は、ルール作りの過程を振り返ることができる指導を行っていく。